

地方独立行政法人大阪市博物館機構組織規程

平成 31 年 4 月 1 日

大阪市博物館機構規程第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大阪市博物館機構定款に定めるもののほか、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の組織)

第 2 条 法人の内部組織は、次のとおりとする。

事務局

総務課

経営企画課

施設管理課

大阪市立美術館

総務課

学芸課

大阪市立自然史博物館

総務課

学芸課

大阪市立東洋陶磁美術館

総務課

学芸課

大阪市立科学館

総務企画課

学芸課

大阪歴史博物館

総務課

企画広報課

学芸課

大阪中之島美術館

(事務局の所在地)

第 3 条 定款第 4 条の事務所を法人事務局の事務所とし、大阪市中央区大手前 4 丁目に置く。

(職の設置)

第 4 条 事務局に局長又は学芸監、大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪歴史博物館及び大阪中之島美術館（以下「博物館等」という。）に館長、課に課長を置く。

2 事務局に次長、参与、担当課長、参事又は研究主幹、博物館等に副館長、担当課長、

参事又は研究主幹を置くことができる。

3 課に、課長代理、担当課長代理、副参事、研究副主幹、係長、担当係長、主査、主任学芸員又は主任を置くことができる。

第5条 局長、学芸監、次長、参与、館長、副館長、課長、担当課長、参事、研究主幹、課長代理、担当課長代理、副参事、研究副主幹、係長、担当係長、主査、主任学芸員及び主任は、法人職員のうちから理事長が命ずる。

(職務)

第6条 局長、学芸監、次長、参与、館長、副館長、課長、担当課長、参事、研究主幹、課長代理、担当課長代理、副参事、研究副主幹、係長、担当係長、主査、主任学芸員及び主任は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

第7条 局長等（局長、学芸監及び館長をいう。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は局長等が欠けたときは、あらかじめ局長が定める職員が事務取扱者として局長等の職務を行う。

2 課長等（課長及び担当課長をいう。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理、担当課長代理及び研究副主幹をいう。以下この項及び事項において同じ。）が当該課長等の職務を行う。この場合において、当該課長代理等が複数置かれているときは、あらかじめ局長等が定めた順で、当該課長等の職務を行う。

3 前項前段の場合において当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていなければ、あらかじめ局長等が定める職員が当該課長等の職務を行う。

(事務局の事務分掌)

第8条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 法人の事務の総合調整に関すること
- (2) 理事会、その他の会議及び役員等に関すること
- (3) 定款並びに規則、規程の制定及び改廃に関すること
- (4) 文書、人事、給与及び福利厚生に関すること
- (5) 法人の予算、決算、物品及び契約に関すること
- (6) 資金管理等に関すること
- (7) 内部統制及び監査に関すること
- (8) 大阪市及びその他関係機関との調整に関すること
- (9) 職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること（他の所管に属するものを除く）
- (10) 他の課の所管に属さない事務に関すること

経営企画課

- (1) 計画（中期計画・年度計画）及び評価に関すること
- (2) 法人及び博物館等の経営分析に関すること
- (3) 他の博物館事業との相互連携、市民参画、国際交流に関すること

- (4) 法人の広報・宣伝に関すること（他の所管に属するものを除く）
- (5) 科学研究費、助成金等外部資金に関すること
- (6) 学芸員等の資質向上に関すること
- (7) 博物館等に係る学校等教育機関並びに民間事業者等との連携に関すること
- (8) 博物館等に係る資料の活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業に関すること
- (9) 法人内企画調整に関する会議の運営に関すること

施設管理課

- (1) 施設管理の総括、連絡調整に関すること
- (2) 施設整備に関する事務の総括・連絡調整に関するすること
- (3) 施設に関する中長期整備計画に関すること
- (4) 大規模な施設整備に係る工事の実施に関すること
- (5) 博物館等に関する工事及び建物等の保全業務の連絡調整、指導並びに助言に関すること

（大阪市立美術館の事務分掌）

第9条 大阪市立美術館の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 館の庶務に関すること
- (2) 館の予算、決算、物品及び契約に関すること
- (3) 館の施設に係る維持管理、保守、施設整備に関すること（大規模な施設整備を除く）
- (4) 館の運営計画策定、経営状況の管理に関すること
- (5) 館事業の運営・広報・宣伝に関すること（学芸課と共に管轄）
- (6) 館職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること
- (7) 他の課の所管に属さない事務に関すること

学芸課

- (1) 美術に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業に関すること
- (2) 館事業の運営・広報・宣伝に関すること（総務課と共に管轄）
- (3) 他の博物館事業との相互連携、市民参画、国際交流に関すること
- (4) 館資料の寄贈、寄託及び利用許可に関すること
- (5) 美術に関する出版及び情報発信に関すること
- (6) その他館事業の運営に関すること

（大阪市立自然史博物館の事務分掌）

第10条 大阪市立自然史博物館の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 館の庶務に関すること
- (2) 館の予算、決算、物品及び契約に関すること
- (3) 館の施設に係る維持管理、保守、施設整備に関すること（大規模な施設整備を除く）

く)

- (4) 館の運営計画策定、経営状況の管理に関すること
- (5) 館事業の運営・広報・宣伝に関すること（学芸課と共管）
- (6) 館職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること
- (7) 他の課の所管に属さない事務に関すること

学芸課

- (1) 自然史に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業に関すること
- (2) 館事業の運営・広報・宣伝に関すること（総務課と共管）
- (3) 他の博物館事業との相互連携、市民参画、国際交流に関すること
- (4) 館資料の寄贈、寄託及び利用許可に関すること
- (5) 自然史に関する出版及び情報発信に関すること
- (6) その他館事業の運営に関すること

(大阪市立東洋陶磁美術館の事務分掌)

第11条 大阪市立東洋陶磁美術館の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 館の庶務に関すること
- (2) 館の予算、決算、物品及び契約に関すること
- (3) 館の施設に係る維持管理、保守、施設整備に関すること（大規模な施設整備を除く）
- (4) 館の運営計画策定、経営状況の管理に関すること
- (5) 館事業の運営・広報・宣伝に関すること（学芸課と共管）
- (6) 館職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること
- (7) 他の課の所管に属さない事務に関すること

学芸課

- (1) 東洋陶磁に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業に関すること
- (2) 館事業の運営・広報・宣伝に関すること（総務課と共管）
- (3) 他の博物館事業との相互連携、市民参画、国際交流に関すること
- (4) 館資料の寄贈、寄託及び利用許可に関すること
- (5) 東洋陶磁に関する出版及び情報発信に関すること
- (6) その他館事業の運営に関すること

(大阪市立科学館の事務分掌)

第12条 大阪市立科学館の事務分掌は、次のとおりとする。

総務企画課

- (1) 館の庶務に関すること
- (2) 館の予算、決算、物品及び契約に関すること
- (3) 館の施設に係る維持管理、保守、施設整備に関すること（大規模な施設整備を除く）

- (4) 館の運営計画策定、経営状況の管理に関すること
- (5) 館事業の運営・広報・宣伝に関すること
- (6) 館職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること
- (7) 他の課の所管に属さない事務に関すること

学芸課

- (1) 科学及び科学技術に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、プラネタリウム、普及教育・学習支援事業に関すること
- (2) 他の博物館事業との相互連携、市民参画、国際交流に関すること
- (3) 館資料の寄贈、寄託及び利用許可に関すること
- (4) 科学に関する出版及び情報発信に関すること

(大阪歴史博物館の事務分掌)

第13条 大阪歴史博物館の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 館の庶務に関すること
- (2) 館の予算、決算、物品及び契約に関すること
- (3) 館の施設に係る維持管理、保守、施設整備に関すること（大規模な施設整備を除く）
- (4) 館の運営計画策定、経営状況の管理に関すること
- (5) 館事業の運営に関すること
- (6) 館職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること
- (7) 他の課の所管に属さない事務に関すること

企画広報課

- (1) 歴史及び考古に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く）
- (2) 特別展示、企画展示の計画に関すること
- (3) 館事業の広報・宣伝に関すること
- (4) 他の博物館事業との相互連携、国際交流に関すること

学芸課

- (1) 歴史及び考古に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く）
- (2) 常設展示の計画に関すること
- (3) 館資料の寄贈、寄託及び利用許可に関すること
- (4) 市民参画に関すること
- (5) その他館事業の運営に関すること

(大阪中之島美術館の事務分掌)

第14条 大阪中之島美術館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 館の庶務に関すること
- (2) 館の予算、決算、物品及び契約に関すること
- (3) 館の施設に係る維持管理、保守、施設整備に関すること（大規模な施設整備を除く）

く)

- (4) 館の運営計画策定、経営状況の管理に関すること
- (5) 館事業の運営・広報・宣伝に関すること
- (6) 館職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること
- (7) 美術及びデザインに関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・
学習支援事業に関すること
- (8) 他の博物館事業との相互連携、市民参画、国際交流に関すること
- (9) 館資料の寄贈、寄託及び利用許可に関すること
- (10) 美術に関する出版及び情報発信に関すること
- (11) その他館事業の運営に関すること

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。